

平成21年1月30日

総務省人事・恩給局  
公務員高齢対策課 御中

社団法人 磐田法人会  
会 長 高木 昭三

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「改正国公法」という。）第106条の24第1項第4号及び改正法附則第12条並びに独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条の2第1項において準用する改正国公法第106条の24第1項第4号及び改正法附則第10条において準用する改正法附則第12条、職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第32条及び附則第4条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号）第18条及び附則第3条、職員の退職管理に関する内閣政令（平成20年内閣府令第83号）第9条及び附則第3条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣政令（平成20年内閣府令第84号）第8条及び附則第3条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨報告いたします。

< 本件連絡先 >

（社）磐田法人会 事務局長 川島

住所 静岡県磐田市中泉 621-1

電話 0538-37-4577

FAX 0538-37-3899

[iwata-houjin.kai@h7.dion.ne.jp](mailto:iwata-houjin.kai@h7.dion.ne.jp)